中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成24年中津市条例第34号)によるひとり親家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	大分県
3. 市区町村名	中津市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1 : ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成24年中津 市条例第34号)によるひとり親家庭医療費の助成に関する事 務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基 づき定める条例の名称及び ①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第 1 第8の項中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例 (平成24年中津市条例第34号) によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例 (平成24年中津市条例第34号)によるひとり親家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法第一条	中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第1条

(③事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定 と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手 当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とす る。	第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
Ć	⑦独自利用事務の関連規範		中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	事務1	
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第5条
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額 の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第5条第1項の ひとり親家庭等医療費の受給の申請に係る事実についての審 査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号=	中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第4条第1項第 2号から第6号まで
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号#	中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第3条第2項中 津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第3条第 2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第11条第1項
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額 の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第11条第1項の 受給資格の変更に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号=	中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第11条第1項中 津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第4条第1項第3号 及び第6号中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行 規則第10条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号#	中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第11条第1項中 津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第3条第 2号及び第10条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
備考		
届出情報		

届出日	2017年08月18日	
独自利用事務の対象者		
番号法第9条第2項の条例 に規定した日		

保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.